

芦屋市立美術博物館駐車場の利用について

募集する場所の北側（芦屋市伊勢町12番25号（住居表示））に位置する芦屋市立美術博物館の駐車場（以下「駐車場」という。）の利用について、幼保連携型認定こども園設置運営事業者（以下「事業者」という。）が、毎月一定額の支払いを、当該駐車場の現在の管理運営受託会社（以下「管理運営受託会社」という。）に対して行うことで、当該幼保連携型認定こども園（以下「園」という。）の保護者が送迎のために利用することについて、管理運営受託会社と協議を行っておりますので、下記の内容を踏まえ応募してください。

記

1 支払料（案）について

- (1) 利用駐車枠の最大想定数 10台
- (2) 支払料（案） 12か月で15万円程度

2 留意事項

- (1) 本資料は作成日現在（令和元年12月16日）における管理運営受託会社との協議内容のため、今後変更となる可能性があります。
- (2) 園の運営のために当該駐車場を利用したい場合は、事業者として決定を受けた後、事業者が管理運営受託会社と、月額支払料や利用に際しての留意事項等を含め必要な事項を協議してください。
- (3) 応募書類を提出するにあたり、上記1(2)の支払いを見込む場合は、応募書類の様式5-1に年間支払料を15万円として計上してください。

以上